

## 子育て支援サービス

☎子育て支援課 子育て応援係  
☎773・6822

### めぐちゃん祝い金を支給します

市で出生した子を祝福し、子育てする家庭を応援するため、めぐちゃん祝い金を支給します。令和3年度～令和7年度の5か年事業です。

#### 対 (次のすべてに該当)

- ・ 令和3年4月1日～令和8年3月31日の間に生まれた子
- ・ 出生日から申請日まで継続して市内に住民登録をしている子

#### 受給対象 (①②に該当し、かつ、③か④に該当)

- ①対象児童の出生日から申請日まで、対象児童とともに市内に住民登録があり、居住している父か母 (以下、養育者という)
- ②養育者とその世帯員に市税などの滞納がない
- ③養育者が、申請日から過去1年以上市内に住居登録があり、居住している
- ④対象児童が南魚沼市で4か月健診を受けている

#### 支給額

- ・ 第1子：12万円
- ・ 第2子：15万円
- ・ 第3子以降：20万円

※養育者と生計を同じくする子の数で判定

#### 申請期限 対象児童の出生日から8か月以内

給付を受けるためには申請が必要です。対象になる場合、出生届の提出時にご案内します。※詳しくは市ウェブサイト(「めぐちゃん祝い金」で検索)をご覧ください

### 子育て世帯への手当

#### 児童手当

対 中学生以下の子の養育者

#### 支給月額 (子ども1人あたり)

- ・ 3歳未満 15,000円
- ・ 3歳～小学校 第1・2子10,000円、第3子以降15,000円
- ・ 中学生 10,000円

※養育者の所得が制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給

#### 支給月 2・6・10月 (4か月分支給)

#### 児童扶養手当

対 離婚などで父か母がいない家庭、父か母に一定の障がいがある家庭、子を養育する父母以外の養育者

※原則、子が18歳になった年度の末日まで対象  
支給額 月額10,410円～44,140円 (所得に応じて支給額が変わります。第2子5,210円～10,420円、第3子以降3,130円～6,250円を加算)

#### 支給月 1・3・5・7・9・11月 (2か月分支給)

#### 特別児童扶養手当

対 一定の障がいがある20歳未満の子を家庭で育てている父母・養育者

支給月額 (子ども1人あたり) 子の障がいの状態により、1級53,700円、2級35,760円

#### 支給月 4・8・11月 (4か月分支給)

### 子育て支援に関する医療費助成

#### 子どもの医療費助成事業

##### 対・内

- ・ 0歳児～未就学児 通院・入院医療費用の自己負担分を全額助成
- ・ 小学1年生～18歳 (18歳到達年度末まで) 通院1回につき530円を超える額を助成 (同月内、同一医療機関の場合、5回目以降は全額助成)、入院1日につき1,200円を超える額を助成

#### ひとり親家庭等医療費助成事業

対 ひとり親家庭の父か母とその子、配偶者に一定の障がいがある父か母とその子、子を養育する父母以外の養育者とその子

※原則、子が18歳になった年度の末日まで対象

内 通院1回につき530円を超える額を助成 (同月内、同一医療機関の場合、5回目以降は全額助成)、入院1日につき1,200円を超える額を助成

#### 妊産婦医療費助成事業

対 母子手帳の交付を受けている人

内 母子手帳交付日から出産日の翌月末までの通院・入院医療費の自己負担分を全額助成

※入院した場合は申請が必要です

#### 共通事項

助成対象は、保険適用分の医療費です。いずれの受給者証も、県外では使用できません。県外での受診や治療用器具(コルセット、小児治療用眼鏡など)を購入した場合は、申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください

申請期限 診療を受けた月の末日から6か月  
※保険証が変更になった場合は変更届が必要です。受給者証と新しい保険証を持参のうえ、届け出てください